上欄	下欄			
無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
能囃子方笛	一噌　仙幸		昭和十五年五月十九日	東京都渋谷区鶯谷町一七―二―三〇一
地歌	八田　清隆	富山　清琴	昭和二十五年六月十一日	東京都港区南青山三―三―一七
河東節三味線	八田美千代	山彦　千子	昭和二十一年一月二十六日	東京都江戸川区平井一―八―一七

○**文部科学省告示第百六十二号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる団体の構成員を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月二日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄	下欄			
無形文化財	保持者			
名称	指定要件	保持者	代表者等の氏名等	団体名及び所在地
芸能の部				
琉球舞踊	一　演者 舞踊、音楽の大部分が琉球舞踊保存会の会員であること 二　演目 伝統的な演目及びこれに準ずるものであること 三　演技演出 伝統的な演技演出を基調とすること	琉球舞踊保存会会員	山田　節子（芸名　玉城　節子）	沖縄県那覇市泉崎一―二―二沖縄県教育庁文化課内 琉球舞踊保存会

○**文部科学省告示第百六十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月二日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄	下欄			
文化財保存技術	保存団体			
有形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
表具用手漉和紙（美栖紙）製作	上窪　良二		昭和十八年八月三日	奈良県吉野郡吉野町南大野一九

○**文部科学省告示第百六十四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月二日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄	下欄		
文化財保存技術	保存団体		
有形文化財等関係			
名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
文化財石垣保存技術	文化財石垣保存技術協議会	粟田　純司	兵庫県姫路市本町六八―二五八日本城郭研究センター内
無形文化財等関係			
組踊道具・衣裳製作修理	組踊道具・衣裳製作修理技術保存会	金城　裕幸	沖縄県那覇市泉崎一―二―二沖縄県教育庁文化課内

○**文部科学省告示第百六十五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として追加認定したので、同法第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月二日

文部科学大臣　塩谷　立

上欄	下欄		
選定保存技術	保存団体		
有形文化財等関係			
名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
建造物木工	日本伝統建築技術保存会	西澤　政男	滋賀県彦根市鳥居本町一九八〇―二